

印字データ情報

260-8722
千葉市中央区千葉港100番100号

株式会社 もりお農場 様

平素より、本市の税務行政に対しまして、ご理解
とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、先日納付していただきました市税につ
いて、納期限を経過しましたので、地方税法の
規定に基づき、延滞金を納付していただくこと
になりますので、納付書のとおり、お知らせいた
します。
よろしくご査収ください。
なお、令和6年度分以降の市税には森林環境税
が含まれます。

右のミシン目で切り取り右の3枚を1組として、
裏面の納付場所へお出し下さい。

(発送元)から課名まで全て印
字データ情報

(発送元)
〒264-8582
千葉市若葉区桜木北2-1-1
若葉区役所内
東部市税事務所納税第○課

(お問合わせ先)
○納付について
千葉市役所納付推進センター
電話番号 043-400-2910
○課税について
千葉市役所西部市税事務所市民税課
電話番号 043-270-3141

(お問合わせ先)は、納付推進センターの電話
番号のみ印字データ情報(他はプレ印字)

87mm

87mm

(第
一
片)

市町村コード 121002	千葉県 千葉市	法人市民税領収証書		公
口座番 00180-4-960267	加入者 千葉市会計管理者			
所在地及び法人名(法人課税信託にかかる受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)				
年度	科目	帳票	管理番号	
事業年度又は連結事業年度		申告区分	申告連番	
・ ・ から ・ ・ まで				
本 税 01	※	※	※	※
	02			
延滞金額 03				
	04			
合計額 05				
納期限 令和 年 月 日	領 収 日 付 印			
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)				

(第
二
片)

市町村コード 121002	千葉県 千葉市	法人市民税納付書 原符		公
口座番 00180-4-960267	加入者 千葉市会計管理者			
所在地及び法人名(法人課税信託にかかる受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)				
年度	科目	帳票	管理番号	
事業年度又は連結事業年度		申告区分	申告連番	
・ ・ から ・ ・ まで				
本 税 01	※	※	※	※
	02			
延滞金額 03				
	04			
合計額 05				
納期限 令和 年 月 日	領 収 日 付 印			
日 計	口 円			
上記のとおり納付します。 (金融機関保管)				

87mm

(第
三
片)

市町村コード 121002	千葉県 千葉市	法人市民税領収済通知書		公
口座番 00180-4-960267	加入者 千葉市会計管理者			
所在地及び法人名(法人課税信託にかかる受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)				
年度	科目	帳票	管理番号	
事業年度又は連結事業年度		申告区分	申告連番	
・ ・ から ・ ・ まで				
本 税 01	※	※	※	※
	02			
延滞金額 03				
	04			
合計額 05				
納期限 令和 年 月 日	領 収 日 付 印			
指定金融機関名 (取りまとめ店)	千葉銀行 本店			
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金 事務センター			
上記のとおり通知します。 (市町村保管) 〔千葉市〕				

87mm

171.5mm

		【延滞金について】 納期限までに納付されなかった場合に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額に以下の割合を乗じて計算する。なお、税額又は納入金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合である。 <平成26年1月1日以降> 年14.6%を上限として当該期間の属する各年の特例基準割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合+1%。なお、令和3年1月1日以降の期間については、延滞金特例基準割合という。)に年7.3%を加算した割合。但し、次に掲げる(1)から(4)の期間については年7.3%を上限として各年の特例基準割合に年1%を加算した割合。 <平成25年12月31日以前> 年14.6%の割合。但し、次に掲げる(1)から(4)の期間については年7.3%を上限とする当該期間の属する各年の特例基準割合(前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合)。 (1)期限内申告分 法定納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間 (2)期限後申告分 納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間 (3)修正申告分 納期限の翌日から修正申告書を提出した日までの期間又はその期間の末日から1箇月を経過する日までの期間 (4)更正又は決定によって税額(不足税額を含む)が発生した分 納期限の翌日から更正又は決定によって発生した税額の納期限までの期間又は納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間 ※監査延長法人の場合 納期限を延長した期間に係る延滞金は、上記商業手形の基準割引率の引き上げに応じ、年12.775%の割合の範囲内で定めた割合で計算する。但し、令和2年12月31日までの期間のうち、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とし、令和3年1月1日以降の期間については、当分の間、上記の「財務大臣が告示する割合」に年0.5%を加算した割合とする。	納 付 場 所 金融機関 ア 普通銀行 千葉、京葉、千葉興業、みずほ、りそな、埼玉りそな、三井住友、三菱UFJ、東京スター イ 信用金庫 千葉、銚子、佐原 ウ その他 千葉みらい農業協同組合、中央労働金庫、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合(千葉支店のみ)、ゆうちょ銀行(関東及び山梨県内のみ) 千葉市役所・千葉市各区役所内の金融機関出張所(派出所)及び千葉市各市民センターで納めることもできます。(千葉みなと市民センターを除く) (令和7年4月現在) 納期を過ぎるとゆうちょ銀行では取扱いできません。共通納税システムによる納付も可能です。 ◎本書は大切に保存してください。
--	--	---	---

87mm

87mm

87mm

87mm

171.5mm

【延滞金について】
納期限までに納付されなかった場合には、地方税法の規定に基づき延滞金がかかります。

延滞金の年率	期 間	
	納期限の翌日から 1か月間	その後納付の日まで
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	4. 3%	14. 6%
平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	2. 9%	9. 2%
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	2. 8%	9. 1%
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	2. 7%	9. 0%
平成30年1月1日から 令和2年12月31日まで	2. 6%	8. 9%
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	2. 5%	8. 8%
令和4年1月1日から 令和7年12月31日まで	2. 4%	8. 7%

※年率は、閏年の日を含む期間についても365日として計算します。
※表中の期間以外の延滞金の年率については、右記お問い合わせ先までご連絡ください。また、本市のホームページよりご確認いただくこともできます(『千葉市 延滞金』で検索)。

延滞金計算時における端数金額の取扱い
①計算の基礎となる税額に1, 000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。
②また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
③なお、計算の基礎となる税額が2, 000円未満のときは、延滞金がかかりません。

納 付 場 所

金融機関
ア 普通銀行
千葉、京葉、千葉興業、みずほ、りそな、埼玉りそな、三井住友、三菱UFJ、東京スター
イ 信用金庫
千葉、銚子、佐原
ウ その他
千葉みらい農業協同組合、中央労働金庫、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合(千葉支店のみ)、ゆうちょ銀行(関東及び山梨県内のみ)

千葉市役所・千葉市各区役所内の金融機関出張所(派出所)及び千葉市各市民センターで納めることもできます。(千葉みなと市民センターを除く)

(令和7年4月現在)

納期を過ぎるとゆうちょ銀行では取扱いできません。
共通納税システムによる納付も可能です。

◎本書は大切に保存してください。

171.5mm

87mm

87mm

87mm

87mm